

2021年3月9日

※2021年3月5日以前に当社お問い合わせフォーム等に受けた、成長戦略および株主総会に係るご質問の一部に対する当社回答です。

※今回回答させて頂いたご質問以外にも、数多くのお問い合わせを頂いておりますので、順次、株主様にご回答させて頂くことを予定しております。

※2021年3月2日付当社監査等委員取締役宛「事前質問状」につきましては、当社監査等委員会より別途回答させていただきます。

#### 4、上場廃止の回避について

##### Q4-1、上場廃止の回避に向けた会社の考えや達成見込みを教えてください

A4-1、上場廃止の回避につきましては、会社提案の中期経営計画を着実に遂行することで、2021年度に業績評価基準により達成することを見込んでおります。事業収益につきましては、今期は安定したロイヤルティ収入が事業収益の50%に達する見通し（3月5日公開Q&A1-1参照）である他、前期から今期にずれ込んだ開発の進展に伴うマイルストーンも順調に成立しておりますので、2月12日に公表しました連結業績予想の通り、2021年度で営業収支の黒字化を果たし、上場廃止基準を回避できるものと判断しております。

なお、当社株式のジャスダック・グロース基準での上場廃止につきましては、2021年2月15日に東京証券取引所から公表されました「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について」のP.40 (<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/nlsgeu000003pd3t-att/nlsgeu000005b3hm.pdf> [664 KB]) に、「新市場区分の上場維持基準に承継されない猶予期間等に指定されていた上場会社については、移行日において猶予期間等を解除します。」と記されております。このことから、万が一、2022年4月1日時点で当社株式が上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄に該当していたとしても、同日付でその指定が解除され新市場区分の上場株式銘柄として登録されることとなりますので、現時点で当社株式がジャスダック・グロース基準により上場廃止となるリスクは、解消されているものと考えております。

##### Q4-2、株主案では開発にも研究にも積極的に投資すると聞いている。会社案は黒字化の達成時期を優先させているように見えるが、会社の成長が見込めないのではないのか？



A4-2、当社としましては、研究開発活動に支障をきたさないため、資金の調達源泉である事業収支の黒字化をベースとした事業活動を維持して行く必要があると認識しております。当社の事業計画では 2021 年度は計画通り無理なく黒字化フェーズに移行、その後 10 年間に渡り、現在導出済みの医薬品の販売ロイヤルティ収入により事業収支の黒字化の維持が可能と考えております。

当社が世界的な研究開発型創薬企業へと飛躍を遂げるには、M&A を含む研究開発投資が必要となってまいります。開発費用が先行する前臨床試験・臨床開発プログラムについては、開発投資の回収確度や回収時期と事業収支とのバランスを重視し、開発投資のプログラムを十分に絞り込んだ上で実施する計画です。また、創薬研究における新たな領域への投資につきましても、当社とのシナジーや優位性を発揮できる分野かを精査して実施する方針です。

一方で、株主提案の成長戦略につきましても具体的な説明を受けていないため詳細は不明ですが、前臨床・臨床開発プログラムを積極的に推進し、イオンチャネル創薬に追加して標的タンパク質分解創薬に着手すると伺っております。3 月 5 日公開の当社 Q&A 2-1 にも記載しましたように、前臨床及び臨床開発の実施には安全管理等の社内体制の新たな整備も必要です。また、標的タンパク質分解創薬は国際的な競争が非常に激しい分野であり、当社が優位性を発揮するためには現在のイオンチャネル創薬と同等以上の投資が必要となります。研究、開発の両分野で業務が多岐にわたることとなり、社内体制の再構築や効率化だけでは対応できず、追加措置として経験が豊富な開発要員及び研究者の増員が必要と考えます。そのため、株主提案では研究と開発の両面で継続した高額投資が必要となり、2022 年以降も赤字が継続する懸念が高いと考えております。

## 5、新経営体制のガバナンスについて

### Q5-1、谷社長が「顧問」へ就任すると、新体制に移行してもラクオリアの経営体制は変わらないのではないか？

A5-1、2021 年 2 月 12 日開示「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」において、谷は顧問に就任する予定と発表しておりましたが、今般、谷より顧問就任の辞退の申し出がございました。当初から谷は渡邊への業務の引き継ぎおよび継続中の導出のサポートがメインと考えており、経営に携わる事は一切考えておりませんでした。対外的にも明確にその立場を示したいとの意向です。



**Q5-2、谷社長が取締役報酬を 50%削減している代わりに「執行役員分の給与」増額しているのではないかと、とするコメントは本当か？**

A5-2、谷は代表取締役社長であり使用人兼務取締役ではないため、役員報酬以外に執行役員給与等の名目で受け取っているものは一切ございません。また報酬の 50%カットの解除目安を“黒字化達成”としておりましたので、2015 年から、谷の役員報酬はそれ以前の半額です。なお、当社取締役は子会社からの役員報酬の支給もございません。

**Q5-3、CFO が不在だがどう対応するのか？**

A5-3、4 月 1 日より当社の財務経理部長が財務担当役員の執行業務を担当いたします。財務経理部長は 2014 年 4 月に当社に入社し、当社にて 7 年間、財務経理部の中心的役割を担ってまいりました。財務経理の知識に加え、当社にて創薬企業での経験を重ねたことにより、現在では当社経営陣に財務面からの助言を行い、中長期的な計画策定にも関わっております。なお、新体制への移行にあたり、CFO は財務経理部長が担う予定です。

**Q5-4、代表取締役候補である渡邊氏の経営全般の統括業務（企業との契約交渉や導出活動、財務判断等）に関する適性を教えてほしい**

A5-4、渡邊は 2016 年 3 月より当社取締役として 5 年にわたりその職責を全うしてまいりました。研究部門のみならず、当社の経営全般に幅広く携わっており、特に導出活動に当たっては、相手企業との契約交渉の最前線に立って活動をリードしてきた実績があることから、製品戦略や知財、ライセンスに関する知識と経験が十分に備わっております。また、財務面につきましては、上述の通り、豊富な経験・スキルを持つ財務経理部長と連携するとともに、研究部門や導出活動での豊富な経験に裏付けられた分析能力も経営に活かして参ります。

**Q5-5、河田氏が担当していた経営企画部門はどうなるのか？**

A5-5、新体制が確定しましたら管理部門全体の組織再編を速やかに実施する予定です。IR を含む経営企画部門の強化も大きな目的の 1 つでありますので、社長直轄の経営企画室を新設し、経営・研究・開発の連携強化を図り全社経営計画に反映いたします。その為の人材（責任者）の採用を予定しております。



## Q5-6、渡邊氏が経営全般の統括業務を担当すると、研究を専任する役員が不在となり創薬事業の遅滞を招くのではないか？

A5-6、研究担当の取締役候補者である宇都は、世界的製薬企業の一つであるベーリンガーインゲルハイムでグローバル企業の創薬研究に従事した経験を持ち、豊富な経験と知識を兼ね備えております。また、旭化成ファーマではP2X7 受容体拮抗薬の共同研究で当社の相手側リーダーとして最前線に立っておりましたので、当社への理解、イオンチャネル創薬に対する理解を十分に持っております。また、マルホ社では導入候補品の評価も担当していたことから、当社の顧客である製薬企業のニーズをよく理解しております。本年 1 月の当社入社以来、研究企画部長として既に研究部門の戦略構築、技術導入に取り組んでおり、イオンチャネル創薬にとどまらず、研究部門を次のステップに発展させることが出来る人物であります。

(宇都氏略歴)

宇 都 克 裕

生年月日 1974 年 3 月 31 日 生

略 歴	2005 年 5 月	日本ベーリンガーインゲルハイム(株) 入社
	2013 年 1 月	旭化成ファーマ(株) 入社 同社 主幹研究員
	2013 年 7 月	同社 第二薬理研究部 ユニットリーダー
	2017 年 5 月	マルホ(株) 入社
	2018 年 10 月	同社 プロジェクトマネジメントユニット プロジェクトマネージャー
	2020 年 6 月	同社 探索研究部 研究企画戦略室 プロジェクト マネージャー
	2021 年 1 月	当社 入社 研究企画部長

## 6、IR 対応の改善について

### Q6-1、新体制下での IR 方針を教えてください

A6-1、現時点での IR 管掌部門は財務・経営企画部門であり、担当役員の河田と IR 担当者 1 名が実務を行ってまいりました。役員の交代に伴い、IR 責任者の採用を検討し準備を進めております。渡邊は投資家とのコミュニケーションをこれまで以上に重視しており、新体

制への移行後速やかに IR 責任者の採用と組織再編を行う予定です。今後の IR 活動に関しては、オンラインでの会社説明会の実施、Q&Aサイトの常設化を含めた個人投資家向け IR の充実、IR 情報の積極的な開示等により、株主の皆様これまでと比べ充実させたコミュニケーションを行ってまいります。

#### Q6-2、会社ホームページのお問合せにメールをしても返事が遅い

A6-2、過去のお問合せに対し、返信を迅速にできていなかったことについて、ご指摘を真摯に受け止め反省しております。また、当社は本年 1 月に筆頭株主様より株主提案を受領し、対応に時間を要していることもあり、個別にお問い合わせいただいた株主様へのご回答が必ずしもご満足いただけるスピード、水準でなくなっていることにつきまして、併せて心よりお詫び申し上げます。そうした中でも、複数頂戴している代表的なご質問や重要なご懸念等にお答えしていくべく、当社サイト内に特設の Q&A ページを立ち上げましたので、皆様には是非ご覧いただければと存じます。

#### Q6-3、IR 業者を雇ってインターネット掲示板に書き込んでいるのではないか？

A6-3、インターネット掲示板等への書き込みにつきまして、当社が外部業者に依頼して書き込みの依頼・推奨を行った事実は一切ございません。当社は、特定の個人に対する誹謗・中傷を行う行為に断固として反対いたします。

### 7、株主総会について

#### Q7-1、株主総会は希望者全員が参加できるのか？

A7-1、まず、2021 年 3 月開催の当社第 13 期定時株主総会につきまして、当社からの正式なご案内が直前になってしまったことを心よりお詫び申し上げます。

2021 年 3 月 8 日開示の「第 13 期定時株主総会の運営に関するお知らせ」に記載のとおり、当社では、新型コロナウイルス感染症に対する政府および関係省庁の対策基本方針に則り、株主の皆様、当社従業員、及びご家族の健康・安全を最優先に考え、事前申込制を採用し、開催日当日のご来場人数を 60 名に制限する措置を執らせていただくこととしました。

### Q7-2、人数を限定するのは株主の権利の侵害ではないか？

A7-2、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会の運営につきましては、金融庁が設置した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」から、「株主総会運営に係るQ&A（経済産業省、法務省：令和2年4月2日）を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討すること」が求められています。

そこで、当社は、当該Q&Aを踏まえ、入場可能な株主様の人数を制限させていただきますが、併せて、議決権を有する株主様全員に向けて株主総会の模様をライブ配信すること、並びに書面やインターネット（スマート行使<sup>®</sup>）により事前に簡単に議決権をご行使いただける方を講じることにより、定時株主総会における株主様の権利行使を妨げることをないよう、法律家の指導の下、十分な配慮を行ってまいります。

（ご参考）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会  
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について」（令和2年4月15日発表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

経済産業省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」（令和2年4月2日発表）

[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

### Q7-3、柿沼氏と武内氏は株主総会に参加できるのか？

A7-3、提案株主様及び株主提案に係る取締役候補者様はいずれも株主総会にご参加いただけます。

### Q7-4、昨年の株主総会参加者数を教えてほしい

A7-4、昨年（2020年3月）開催した当社第12期定時株主総会当日にご来場された株主様は35名でした。会場は従来通り「栄ガスビル5階 栄ガスホール」（名古屋市中区栄三丁目15番33号）で今年も変更はございません。

### Q7-5、オンラインでの配信は行わないのか？

A7-5、当社は、株主様の利便性の向上を目的に、実地会場における株主総会を開催しつつ、

株主総会の会場に在所しない株主様についても、インターネットを用いて遠隔地からご視聴いただける「ライブ配信」を実施することといたしました。

具体的には、2021年3月8日開示「第13期定時株主総会の運営に関するお知らせ」に記載のとおり、本総会開催日1週間前を目途に、当社から議決権を有する株主様全員宛てに、ハガキにて、接続先ウェブサイト（URL）、ID、パスワードをお知らせいたします。本総会開催日当日に接続先ウェブサイトにアクセスいただき、ID・パスワードを入力することで、ライブ配信される中継動画をご視聴いただけます。

なお、ライブ配信は、オンラインで株主総会を視聴する場であり、会社法上の株主総会の会場ではございませんので、ライブ配信で株主総会をご視聴の株主様はご発言や議決権行使等はできません。議決権行使は、議決権行使書用紙の返送またはインターネットにより事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。

本年3月に開催される各社様の株主総会の動向ですが、コロナ禍のもとの株主総会として2年目に入るなか、所謂オンライン総会を実施する会社は、弊社証券代行様（三井住友信託銀行様）の顧客先企業のうち、東海圏では当社を含めて2社のみと聞いております。

#### **Q7-6、株主総会での新型コロナ対策を教えてください**

A7-6、株主総会当日は、上記記載に加え、昨年の対策と同様に、可能な限りの感染拡大防止措置を執ってまいります。

詳細につきましては改めて当社ホームページにてお知らせいたします。

（ご参考：昨年の対策）

2020.03.18 第12期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

[https://www.raqualia.co.jp/topics/20200318\\_004007.html](https://www.raqualia.co.jp/topics/20200318_004007.html)

なお、昨年3月時点では、経産省・法務省ガイドライン「株主総会運営に係るQ&A」は発出されておられませんので、昨年は事前申込制は採用していませんでした。

以上